

省 令

○農林水産省令第二十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七条第一項第一号及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成五年五月二十八日

農林水産大臣 田名部匡省

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項植物の欄中「、ばんじろう」を削り、「トマト」の下に「、アセロラ、あんず、いんどめてんく、おらんだいちご、オリブ、がじゆまる、たいへいようくるみ、てりはほく、なし、なつめやし、ぶどう、ももたまな、やまもも、りんご」を加え、「及びとうがらし属植物」を「、とうがらし属植物、あかたねのき属植物、コーヒノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物及びランサ属植物」に改め、同表の四の項植物の欄中「りんご」の下に「（ニュー・ジラランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシアス種及びロイヤルガラ種のりんごであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）を、「メイグラント種」の下に「、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種」を加える。

別表四の一の項植物の欄中「、ばんじろう、きばんざくろ」を削り、「ももたまな」の下に「、アセロラ、あんず、いんどめてんく、おらんだいちご、オリブ、たいへいようくるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご」を加え、「及びとうがらし属植物（ピーマンを除く。）を、「とうがらし属植物（ピーマンを除く。）を、「とうがらし属植物、コーヒノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物及びランサ属植物」に改める。

附 則

この省令は、平成五年六月一日から施行する。